

平成30年4月から国民健康保険制度が変わります

持続可能な医療保険制度を構築するため、平成29年度までは市町村が運営していた国民健康保険制度は、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに運営することとなりました。

財政主体が市町村から都道府県へと変わることで、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、制度の安定化を図ります。

■都道府県と市町村の役割分担

都道府県は、各市町村が保険料（税）を決めるために参考とする標準保険料率の提示や都道府県内国保の運営方針を策定するなど、市町村と協力して国保の運営を行います。

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
国保運営の中心的な役割 （財政運営の責任主体） ▼国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ▼市町村ごとの標準保険料率を算定・公表 ▼市町村ごとの納付金を決定 ▼給付に必要な費用を全額、市町村へ支払い	加入者に身近なきめ細かい事業を引き続き実施 ▼加入者の資格管理（各種届出の受付・保険証の発行等） ▼標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ▼保険料の賦課・徴収 ▼国保事業費納付金を都道府県に納付 ▼保険事業の実施

※平成30年4月から新しい国保制度となりますが、現在、ご加入いただいている方が、制度改正により改めて加入等の手続きを行う必要はありません。

■これまでとの変更点

1. 保険証の有効期限が8月1日～翌年7月31日となります

新しい保険証（有効期限が平成30年8月1日からの保険証）は平成30年7月下旬に送付します。

なお、現在お使いの保険証はそのまま平成30年7月31日まで使用できます。

2. 高齢受給者証と保険証を8月から一体化します

70～74歳の方には保険証とは別に「高齢受給者証（黄色）」を交付していましたが、平成30年8月からは保険証と一体化します。新たに70歳になられる方には、該当月下旬に保険証と一体化した「保険証兼高齢受給者証（カードタイプ）」を送付します。

■これまでと変わらないこと

1. 国保の加入・喪失の届出

加入・喪失等の届出や各種申請は、これまでどおり西ノ島町役場の窓口で受付します。

2. 保険料の納付

県が標準的な保険料率を示しますが、保険料率は引き続き市町村で定めるため、これまでどおり西ノ島町に保険料を納めていただくこととなります。

国保の届出を忘れずに！

会社を退職して職場の健康保険をやめたりして国保に加入するときや、職場の健康保険に加入したりして国保の資格がなくなったときには14日以内に届け出が必要です。

手続きに必要なもの	
職場の健康保険に加入したとき	・職場の健康保険証 ・印鑑 ・マイナンバーがわかるもの（通知カード等）
職場の健康保険をやめたとき	・職場の健康保険の資格喪失証明書（職場からもらって下さい） ・印鑑 ・マイナンバーがわかるもの（通知カード等）



◆ご注意ください◆

職場の健康保険などに加入されたときや、他の市町村に転出したときなどの国保資格は、自動的に喪失されるわけではありません（保険料もかかったままの状態となります）。また、職場の健康保険をやめたとき等も国保資格が自動的に取得されるわけではありません。（届出が遅れると遡って加入、保険料も遡って発生します。）

本人の届出によって資格喪失・取得されますので、異動があった場合には必ず届出をお願いします。

平成 30 年 4 月 1 日受診分より
提出書類及び助成額が
一部変更になりました！

💡がついている部分が変更箇所

～町外の医療機関で治療が必要な方へ～
通院費の一部を助成しています

西ノ島町では、離島特有の負担の軽減と福祉の向上を図ることを目的として、町外の医療機関で治療が必要な方へ通院費の一部を助成します。
助成対象者、手続き方法、助成額は以下のとおりです。

対 象 者 西ノ島町に住所があり、町外の医療機関で治療が必要と医師が認めた方で、下記のいずれかに該当する方です。

- ①中学生以下の子供

②障がい者手帳をお持ちの方

③不妊治療を受ける方

④特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方で、その対象療養で受診が必要な方

⑤小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方で、その対象療養で受診が必要な方

⑥必要な付き添い者
- 中学生以下の子供

■身体障がい者手帳 1 種の方

■療育手帳 A 判定の方

■精神障がい者保健福祉手帳 1 級の方
- ） 付き添いで 1 名限り

手続方法 役場健康福祉課へ以下のものを持参し、申請の手続きをしてください。

- ①医療機関で受領した領収証または診療明細書
- 💡②隠岐汽船乗船の領収書
- 💡③宿泊施設の領収書（宿泊者氏名、宿泊日が記載されたもの）【宿泊施設を利用した方のみ】
- ④希望の振込先の預金通帳
- ⑤印鑑
- ⑥障がい者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証【該当者のみ】

助 成 額 次により算出した交通費と宿泊費の半額を助成します。（100 円未満切り捨て）

区分		交通費		💡 宿泊費
		💡 船	バス	
本 土	高速船 運航時	[往路：高速船、復路：フェリー 2 等] の半額 または [往路：フェリー 2 等、復路：高速船] の半額 ※往復フェリー利用の場合は、その半額	本土港～松江駅 往復の半額	実費の半額（最高 2,500 円） ※入院患者（日帰り入院を除く）、3 歳未満助成なし
	高速船 休航時	往復：フェリー 2 等 の半額		実費の半額（最高 2 泊） （1 泊につき：最高 2,500 円） ※入院患者（日帰り入院を除く）、3 歳未満助成なし
隠岐の島町	高速船 運航時	往復：高速船 の半額 ※ただし、往復または片道フェリー利用の場合は、その半額	西郷港～隠岐病院 往復の半額	助成なし
	高速船 休航時	往復：フェリー 2 等 の半額		実費の半額（最高 2,500 円） ※入院患者（日帰り入院を除く）、3 歳未満助成なし

医療を受けた日から 2 年以内に申請をしてください！

【問い合わせ先】 役場 健康福祉課
6-0104

全国健康保険協会島根支部の保険料率変更のお知らせ

全国健康保険協会（協会けんぽ）島根支部の平成 30 年度の健康保険料率および介護保険料率は、3 月分（4 月納付分）より変更となります。
※任意継続被保険者の方は、4 月分（4 月納付分）からとなります。

	3 月分からの 保険率	（※参考 昨年度保険率）
健康保険料率	10.13%	10.10%
介護保険料率	1.57%	1.65%

【問い合わせ先】 全国健康保険協会 島根支部 0852-59-5140